

令和6年6月11日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長

高 井 康 之

(公印省略)

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」
の一部改正について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化については、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（平成30年7月4日老振発0704第1号厚生労働省老健局振興課長通知）により取り扱われています。

今般、厚生労働省より、同通知により示されている地域包括支援センター及び市町村の評価指標を見直すとともに、その具体的な活用方法について示すために、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用する旨の通知が各都道府県介護保険主管部（局）長等宛に発出されました。

なお、別紙に示されているとおり、本改正後の指標は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の令和8年度評価指標に反映される予定とのことです。

については、貴会におかれましても本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○介護保険最新情報 Vol. 1271

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について（令6.6.7 老認発0607第1号 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737